

「水浴場の放射性物質に関する懇談会」開催要領

1. 目的

環境省においては、平成 23 年 3 月 11 日の東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故により環境中に放射性物質が放出され、水浴場の利用に当たって放射性物質による影響が懸念されたことから、6 月 23 日に自治体等が水浴場開設を判断する際に参考となる水浴場の放射性物質に係る水質の目安などを内容とする「水浴場の放射性物質に関する指針」を策定したところである。

水浴場の放射性物質に係る水質の目安については、昨夏の暫定的な値としたところであるが、今般、全国のいくつかの自治体から、本年の水浴場の開設に当たっても目安となるものが必要との意見があったことから、「水浴場の放射性物質に関する指針」の見直しに向けて有識者の意見等を聴取するため「水浴場の放射性物質に関する懇談会」（以下、「懇談会」という。）を開催する。

2. 構成

- (1) 懇談会は、法律制度、水環境、放射性物質に関する有識者等で、水・大気環境局長が依頼した委員をもって構成する。
- (2) 懇談会において特別な事項に関する検討を必要とする場合には、臨時委員を置くことができるものとする。また、必要に応じ、検討事項に関係のある者を座長の了解を得た上で参考人として出席させることができるものとする。

3. 検討事項

懇談会において意見等を聴取する事項は次のとおりとする。

- (1) 水浴場の放射性物質に係る水質の目安に関する事項
- (2) 水浴場の放射性物質に係るモニタリングに関する事項
- (3) その他水浴場の放射性物質に関する事項

4. 座長

- (1) 懇談会には座長を置く。
- (2) 座長は懇談会の議事運営にあたる。

5. 事務局

懇談会の事務局は、環境省水・大気環境局水環境課において行う。